

平成 27 年度第 2 回子ども・子育て会議

○高橋主幹兼少子化・子育て支援担当課長

只今から、「平成 27 年度第 2 回岩手県子ども・子育て会議」を開会いたします。私は、子ども子育て支援課主幹兼少子化・子育て支援担当課長の高橋と申します。本日の進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。はじめに、本日ご出席いただいている委員の皆様は、委員総数 26 名のうち、22 名であり、過半数に達しておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

本日の会議では、次第のとおり、「『いわての子どもプラン』の進捗状況」と同プランの「平成 27 年度以降の指標設定について」の協議のほか、風営法施行条例の関係で意見交換を予定しています。

風営法施行条例については、所管している警察本部が現在見直しを検討しており、委員の皆様方からぜひ御意見を伺いたいということで、後ほど警察本部の職員から説明いたします。

なお、本日の会議は、公開となっておりますので、ご了承ください。

開会に当たり、佐々木保健福祉部長からご挨拶を申し上げます。

○佐々木保健福祉部長

皆様には、お忙しい中、「岩手県子ども・子育て会議」にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃、本県の子ども・子育て支援の推進について、格別の御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。

本県では、昨年 10 月に、ふるさとを振興し、人口減少に立ち向かうための基本目標をはじめ、今後 5 年間の主な取組内容や具体的な施策、数値目標等を盛り込んだ「岩手県ふるさと振興総合戦略」を策定したところです。

また、今月には、「いわて県民計画」に掲げた「希望郷いわて」の実現を目指し、今後 4 年間に重点的・優先的に取り組む政策などを具体的に盛り込んだ「第 3 期アクションプラン」を策定したところです。

この「第 3 期アクションプラン」では、特に重点的に取り組む政策推進目標を具体的に示すものとして「出生率の向上」を掲げたほか、「共に生きるいわて」の実現を目指すため、政策項目の一つとして「家庭や子育てに希望をもち、安心して子どもを産み育てられる環境の整備」を掲げたところです。

こうした中、子育てにやさしい環境づくりや、子どもの健全育成など、子ども・子育て支

援施策については、昨年4月に施行した「いわての子どもを健やかに育む条例」や同条例の基本計画である「いわて子どもプラン」に基づき、着実な実施に努めてきたところで

す。
本日の会議では、「いわて子どもプラン」の進捗状況について報告申し上げるとともに、第3期アクションプランの策定を踏まえた「いわて子どもプラン」の指標の見直しについて協議させていただくものです。

そのほか、現在、警察本部で検討を進めております、風営法施行条例の見直しについて、意見交換の時間を設けてございます。

委員の皆様には忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして開会の挨拶といたします。

続きまして、出席者の紹介についてであります、

子ども・子育て会議の委員の任期につきましては、昨年の11月30日をもって2年の任期が満了したことから、先般、委員の委嘱替えの手続きをとらせていただいたところで

す。
委嘱替えにより、新たに委員に就任された方がいらっしゃいますので、新任委員4名の方についてご紹介申し上げます。

(出席者名簿の備考欄「新任」の委員を紹介)

【新任委員(4名)】

① 社会福祉法人 矢巾親和会 不動保育園保護者会

役員幹事 高橋 亮介(たかはし りょうすけ)様

② 岩手県私立保育園連盟

副会長 遠藤 一子(えんどう かずこ)様

③ 岩手県国公立幼稚園協議会

事務局長 佐々木 恵理子(ささき えりこ)様

④ 株式会社IBC岩手放送 放送本部報道局アナウンス部

主事 平塚 奈穂美(ひらつか なおみ)様

が新たに委員に就任されました。

なお、継続の委員の方々につきましては、お手元の出席者名簿をもって省略させていただきます。引き続きよろしくお願いたします。

先程も申し上げましたが、この子ども・子育て会議の委員につきましては、2年の任期が満了し、新たな任期となりましたことから、改めて会長及び副会長を選出する必要があります。

本来であれば、岩手県子ども・子育て会議条例第3条第1項の規定に基づき、委員の互

選となりますが、引き続き、

①会長に、岩手県立大学社会福祉学部

教授 遠山 宜哉（とおやま のぶや）様

②副会長に、岩手県民生委員児童委員協議会

副会長 米田 ハツエ（まいた はつえ）様

に就任をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

御異議がないようですので、引き続き、遠山委員には会長を、米田委員には副会長をお願いすることといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

遠山先生は、会長席へのご移動をお願いいたします。

引き続き、岩手県子ども・子育て会議の会長をお引き受けすることとなりました。よろしくお願ひします。

次第3 議題 に入ります前に、認定こども園の設置申請が6件届いていますので、幼保連携型認定こども園部会を3月25日に開催する予定です。部会の開催に先立ちまして、岩手県子ども・子育て会議条例第5条第2項の規定により委員の指名をさせていただきます

○遠山会長

次の5名の方を指名します。

【幼保連携型認定こども園部会（5名）】

① 五十嵐 のぶ代（いがらし のぶよ）委員

② 藤本 達也（ふじもと たつや）委員

③ 佐々木 恵理子（ささき えりこ）委員

④ 米田 ハツエ（まいた はつえ）委員

⑤ 大塚 健樹（おおつか けんじゅ）委員

それでは、よろしくお願ひします。

○高橋主幹兼少子化・子育て支援担当課長

続きまして、次第「3 議題」に入ります。岩手県子ども・子育て会議条例第3条第2項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行を遠山会長にお願いいたします。

○遠山会長

それでは、次第 3(1) 協議事項のうち、

「ア 『いわて子どもプラン』の進捗状況について」、事務局から説明をお願いします。

子ども子育て支援課の少子化担当の二本松と申します。

協議事項の(1)ア、「いわて子どもプラン」の進捗状況について、ご説明いたします。

はじめに、資料1をご覧ください。

資料1は、「いわて子どもプラン」の進捗状況について、記載した内容となっています。

今回、初めて委員になられた方もいらっしゃいますので、

「いわて子どもプラン」について説明いたしますと、

国の法律であります「次世代育成支援対策推進法」、

略して次世代法と言いますが、次世代法では、急速な少子化の進行や、

家庭や地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、

五年を一期として、「地域における子育て支援」、

「要保護児童の養育環境の整備」、

「子どもの健全育成に資する教育環境の整備」など、

次世代育成支援対策を内容とする都道府県行動計画を策定することができる旨規定しております。

この法律の規定を受けまして、県では、平成13年に岩手県行動計画として、「いわて子どもプラン」を策定し、5年ごとに改定を行ってきたところです。

昨年3月には、次世代法の期限が延長されたことを踏まえまして、「いわて子どもプラン」の改定を行ったところです。

なお、この「いわて子どもプラン」につきましては、お手元に配付しております、緑色の広報用リーフレットがございますが、昨年4月に施行した「いわての子どもを健やかに育む条例」の基本計画としても位置付けております。

では、資料1の1「いわて子どもプラン」の主な指標の概要を御覧ください。

「いわて子どもプラン」につきましては、平成21年に策定した、「いわて県民計画」に基づき、進捗状況の評価を行っているところです

この「いわて県民計画」につきましては、全体を3期に分けて、重点的に取り組む政策などを具体的に示した、アクションプランを定めまして、施策の実施を図ってきているところです。

現行の「いわて子どもプラン」の指標につきましては、平成23年度から26年度までの4年間を計画期間とする第2期アクションプランの指標をもとに設定しているところです。

続きまして、(2)、平成26年度における主な指標の進捗状況についてありますが、こちらについては、資料2、「「いわて子どもプラン」に掲げる主な指標の平成26年度の実績値について」を、ご覧ください。

資料2では、現行の「いわて子どもプラン」に掲げる指標の達成状況と、達成度が低い場合のその理由を示したものです。

左側から指標名、計画期間の直前の数値である22年度の現状値、そして、25年度と26年度の目標値、実績値を掲載しております。その隣には、達成度の欄がありますが、達成度の判定区分については、一覧表の下の余白に、「A」から「D」までの達成度の表を記載していますが、達成度が100%以上のものは「A」判定、

100%に満たないものの、80%以上のものは「B」判定と、達成状況に応じて「A」から「D」までの判定に区分しております。

主な指標を説明させていただきますと、

一番左上に、「目指す姿指標」と記載しております、

1番の「合計特殊出生率」ですが、

26年度の計画目標値を「1.39」としてございますのは、指標設定の23年度当時は、合計特殊出生率が低下傾向にあったことから、現状維持ではありますが、下げ止まりを目指すという目標を掲げたものでございます。

26年度の実績ですが、「1.44」と、目標値の「1.39」を上回り、達成度は「A」となったところ です。

続きまして、2番の「放課後児童クラブ設置数」についてであります、

26年度の計画目標値「290箇所」は、次世代法に基づく市町村行動計画に掲げた目標値を積み上げたものとなっておりますが、実績では、「306箇所」となり、目標値を上回り、達成度は「A」となったところ です。

続きまして、3番の「いわて子育て応援の店」協賛店舗数についてであります、

「応援の店」を簡単に御紹介しますと、妊婦と18歳未満の子ども連れの家庭を対象に、商品の割引や特典、お出かけしやすいサービスなどを提供する店舗、これを「応援の店」として登録しているものです。

26年度の計画目標値「1,400店舗」については、平成19年の県内の小売業事業所数の1万4千店程度の概ね10%が登録となるよう目標設定したものです。

26年度の実績ですが、「1,317店舗」と目標を下回り、達成度が「C」となりましたが、その理由は、右側の理由欄にも記載しておりますが、新たな協賛店舗の登録がある一方で、協賛店舗の閉鎖による登録解除の数が多かったことから、目標値に達しなかったものです。

続きまして、9番の「いわて子育てにやさしい企業認証数」についてであります、

「企業認証」について簡単に御紹介しますと、次世代法に基づく一般事業主行動計画を策

定し、労働局に届け出ていることや、
育児・介護休業法の規定を上回る育児休業制度を設けるなど、
仕事と子育ての両立支援に取り組む企業を対象に、認証を行っているものです。

26年度の目標値「21社」については、毎年度3社ずつ認証が増えていくよう目標設定した
ものですが、実績では、広域振興局が中心となつての企業訪問などの取組の結果、「23社」
と目標を上回り、達成度は「A」となつたところです。

続きまして、10番の「母子・父子自立支援プログラム策定件数」についてであります、
このプログラムについて簡単に御紹介しますと、児童扶養手当の受給者、この手当は母
子家庭や父子家庭などを対象に支給しておりますが、
児童扶養手当の受給者からの申し込みを受けて、
県の広域振興局に配置している「母子・父子自立支援員」が面接を行い、就労支援に関す
るプログラムを策定するといった内容となります。

26年度の計画目標値「40件」については、現状値の策定件数である「30件」から毎年度、
10%ずつ伸びていくように目標設定したものです、実績では「14件」と目標を下回り、
達成度は「D」となつたところです。

この要因ですが、公共職業安定所において、当該プログラムの策定を必要としない就労
支援であります、「生活保護受給者等就労自立促進事業」という事業がありますが、その利
用促進を図つたことから、短期間での職業紹介を希望する多くの方が公共職業安定所の事
業を利用したことが挙げられます。

続きまして、20番の「共働き世帯における女性の家事時間に対する男性の家事時間の割合
についてであります、

26年度の計画目標値「40%」に対して、実績は「34.4%」となり、達成度が「D」とな
つたところですが、その要因については、男性の家事労働時間が前回調査よりも増加する
など改善が図られているものの、いまだに「固定的性別役割分担」の解消に至っていない
ことが要因として挙げられます。

そのほか、達成度が「C」又は「D」となつた指標のみご紹介しますと、

- ・ 16 番の「食の安全性の確保の取組が行われていると感じる人の割合」は、達成度「D」、
- ・ 21 番の「男女いずれか一方の委員の数が委員総数の 40%未満にならない審議会等の全審議会等における割合」は、達成度「D」、
- ・ 22 番の「男性の男女共同参画サポーター認定者数（累計）」は、達成度「C」、
- ・ 25 番の「作成が必要な全ての児童生徒について「個別の教育支援計画」を作成している学校の割合」は、達成度「C」、
- ・ 26 番の「特別支援教育に関する研修を受講した幼稚園、小・中学校の教員の割合」は、達成度「C」、
- ・ 27 番の「通学路（小学校）における歩道整備率」は、達成度が「C」となったところで
す。

全体を総括しますと、資料 1 の（2）に戻りますが、
下の円グラフにありますとおり、指標は全部で 27 ありますが、そのうち達成度「A」が 13
指標、達成度「B」が 5 指標ということで、水色と赤色を合わせた「概ね達成」以上が 18
指標で、その割合は 66.7%になったところです。

約 3 分の 2 の指標が目標を概ね達成したという状況ですが、
では、課題としてどんなことが挙げられるか、について記載した内容が 2 ページとなりま
す。

2 ページの課題をご覧くださいますが、

「いわて子どもプラン」では、施策を推進するにあたって 3 つの基本方向を掲げておりま
す。
一つ目が若者への支援、二つ目が子育て家庭への支援、三つ目が子どもの健全育成の支援
です。

まず、①の若者が家庭や子育てに希望を持てる環境の整備についての課題ですが、

○ 一つ目のマルですが、少子化の主な要因である未婚化・晩婚化を踏まえまして、未婚男女の出会いの場の創出や、結婚しやすい環境づくりに向けた意識醸成が必要です。

○ 次のマルですが、「子育て応援の店」協賛店舗数の達成度が「C」となっておりますので、子育てにやさしい環境づくりについては、民間企業や、市町村、地域が取り組む「子育て支援」を促進し、意識啓発、気運醸成を図る必要があります。

○ 次のマルですが、「共働き世帯における女性の家事時間に対する男性の家事時間の割合」の達成度が「D」となっておりますので、固定的性別役割分担意識の解消や、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及啓発が必要です。

続きまして、②「子育て家庭を支援する」についての課題ですが、

○ 二つ目のマルですが、安全・安心な出産環境の整備のため、妊娠期から子育て期にわたるまでの相談支援の充実や、不妊に悩む夫婦への総合的な支援に取り組む必要があります。

○ 三つ目のマルですが、県の「子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、子育てと就労を両立するための保育所等の整備や就労形態の多様化に伴う各種保育サービスの拡充、保育従事者の確保や、放課後児童クラブの充実などが必要です。

○ 四つ目のマルですが、「母子・父子自立支援プログラム策定件数」の達成度が「D」となっており、ひとり親家庭については、自立した生活ができるよう、就労支援などを推進していく必要があります。

続きまして、③「子どもの健全育成を支援する」についての課題ですが、

○ 二つ目のマルですが、東日本大震災津波による被災孤児・遺児の健全育成を支援するとともに、中長期にわたり被災児童のこころのケアに取り組む必要があります。

○ 三つ目のマルですが、子どもの将来が、その生まれ育った家庭の事情などに左右されることのないよう、子どもの貧困対策に取り組む必要があります。

以上が 26 年度実績を踏まえての課題となりますが、次の 3 ページでは、今後の取組の方向性について記載しております。

まず、①の若者が家庭や子育てに希望を持てる環境の整備であります。

○ 一つ目のマルですが、未婚化・晩婚化への対応としまして、昨年 10 月から、県、市町村、民間団体が連携して設置・運営しております、「いきいき” 岩手結婚サポートセンター」による、結婚情報の提供や、会員登録によるマッチング支援などにより、結婚を希望する方への支援に重点的に取り組むこととしています。

○ 二つ目のマルですが、「子育て応援の店」については、岩手県内だけでなく、他の都道府県の協賛店でも子育て支援のサービスが受けられる、「子育て支援パスポート事業の全国共通展開」が本年 4 月から開始されますので、他の都道府県と連携しながら、サービスの拡充などを図っていきます。

また、仕事と子育ての両立を促進するため、引き続き「子育てにやさしい企業等認証」の拡大も図っていきます。

○ 三つ目のマルですが、固定的役割分担意識の解消を図るため、男女共同参画の考え方について、県民への普及啓発とともに、「いわて女性の活躍促進連携会議」の構成団体と協力しながら、企業の経営者や男性従業者を対象とした研修事業などによる啓発をすすめていきます。

次に、②の子育て家庭への支援の今後の方向性ですが、

○ 二つ目のマルですが、安全・安心な出産環境の整備のため、相談支援に従事する保健師等の資質向上のほか、不妊に対する支援として、特定不妊治療費助成や、今年度から、県独自の取組として創設した、男性不妊治療費助成、これは年度途中で、国の補助対象とされましたが、この助成を実施していきます。

○ 三つ目のマルですが、県の「子ども・子育て支援事業支援計画」に基づきまして、保育所、認定こども園などの多様な保育施設の整備や、小規模保育事業、放課後児童クラブの充実などにより、待機児童の解消や就労形態の多様化に対応した各種保育サービス等の充実に対する支援の

ほか、

保育士からの求職、保育所からの求人情報の取りまとめや、マッチングを実施しております「保育士・保育所支援センター」により保育人材の確保に取り組んでいきます。

○ 四つ目のマルですが、ひとり親家庭が安心して暮らすことができるよう、県の「ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、相談機能の充実、就業支援対策の充実などに努めいくこととしています。

次に、③の子どもの健全育成の今後の方向性ですが、

○ 二つ目のマルですが、被災孤児・遺児に対しては、児童相談所による訪問活動や各種支援制度の周知のほか、岩手医大の矢巾キャンパス内に設置しております「いわてこどもケアセンター」による子どものこころのケアに取り組んでいきます。

○ 次に4ページに行きまして上のマルですが、

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることがないように、今年度、「いわての子どもの貧困対策推進計画」を策定する予定としており、この計画に基づきまして、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。

以上の今後の方向性を総括しますと下の囲みのところになりますが、

県では、子ども・子育て支援新制度に適切に対応することや、

結婚を希望する若者への支援、安全・安心な出産環境の充実、

地域や企業等における子育て家庭を支援する機運の醸成、

就労形態の多様化に対応した多様な保育サービス等の充実、

被災児童に対する総合的な支援と継続的なこころのケア、

こうした取組を重点的に推進していきたいと考えております。

協議事項（1）アの説明は以上となります。

続きまして、協議事項（１）イですが、資料３をご覧ください。

「いわて子どもプラン」の平成 27 年度以降の指標設定についてであります。指標設定の説明の前に、

（１）のいわて県民計画「第 3 期アクションプラン」について説明いたします。

県民計画の「アクションプラン」については、第 2 期アクションプランの取組の成果や課題を踏まえまして、平成 27 年度から 30 年度までの 4 年間を計画期間とする「第 3 期アクションプラン」を、今月上旬に、策定・公表したところです。

この「第 3 期アクションプラン」は、東日本大震災津波からの復興に向け策定した県の「復興計画」や、人口減少対策、ふるさと振興のため昨年 10 月に策定した「岩手県ふるさと振興総合戦略」とともに、一体的に推進していく計画であります。

次に（２）「いわて子どもプラン」の平成 27 年度以降の指標についてであります。指標については、第 3 期アクションプランの策定を踏まえて、見直しを行うことを考えております。

具体的な指標についてですが、「資料 3 のとおり」ありますが、これは「資料 3-2」の記載誤りです。失礼いたしました

資料 3-2 をご覧ください。

資料 3-2 では見直し後の指標として、全部で 28 の指標を掲載しておりますが、この指標の中には、26 年度まで掲げていた指標を引き続き設定しているものがありますし、他方で、今回新たに指標設定したものがございます。新たに設定した指標については、左側の欄に星マークを記載しています。また、数値の捉え方など、部分的に見直しを行っている指標については、一部修正の指標として「ひし型」マークを記載しています。

指標については、26 年度の現状値と、27 年度から 30 年度までの 4 年間の目標値を記載しております。さらに、右側には指標設定の考え方と、目標値設定の考え方を記載しており

ます。

主な指標を説明いたしますと、

まず、1番の「保育を必要とする子どもに係る利用定員」ですが、この指標については、仕事と子育ての両立支援のため、保育を必要とする子どもに係る利用定員の拡充を図っていく内容としております。

目標値については、県の「子ども・子育て支援事業支援計画」で定める計画値の達成を目指すよう目標設定しています。

次に、2番の「結婚サポートセンターの会員成婚数」ですが、結婚したいと願う県民の希望をかなえるため、結婚サポートセンターによるお見合いの実施などによる、希望に沿ったパートナー探しを支援していくことを内容としております。目標値については、本県の平成26年の婚姻件数5,482件の概ね1%の50組が、5年後の平成31年度に成婚に至るよう、毎年度組10組ずつ増加するよう目標設定しています。

次に、具体的な推進方策指標の4番、「結婚サポートセンターの会員数」ですが、この指標については、人口規模やセンターの設置箇所数が同程度である山形県の結婚サポートセンターの実績を参考に、開設から3年後に、1,000人程度が会員登録するよう目標設定しています。

次に、8番の「不妊治療に係る治療費の延べ助成件数」ですが、不妊に悩む夫婦への経済的支援の充実を図るため、特定不妊治療費助成事業及び男性不妊治療費助成事業を推進していくことを内容としていますが、目標値については、特定不妊治療費助成は本年4月から、対象年齢を43歳未満とする見直しを予定しておりますが、制度改正による影響などを勘案して、毎年度、13件ずつ増加していくよう目標設定しています。

次に、10番の「ひとり親家庭等就業・自立支援センターの利用による就職者数」ですが、

ひとり親家庭の親の自立を促進するため、「岩手県ひとり親家庭等就業・自立支援センター」による就職支援を推進していく内容としております。

この就業・自立支援センターは、「母子寡婦福祉連合会」さんに委託して実施しておりますが、就業相談や養育費の確保に関する相談に対応しているものです。

目標値については、初年度の27年度は、過去5年間の就職者数の平均値を、最終年度の30年度は、平成26年度実績と同じ就職者数となるよう目標設定しています。

次に、11番の「保育所における処遇改善実施率」でありますが、

県内における保育士を確保するため、その処遇改善が図られることを内容としています。目標値については、5年後の31年度までに、全ての保育所が処遇改善を実施することを目標に、毎年度2ポイントずつ増加となるよう目標設定しています。

次に、13番の「移動児童館の実施市町村数」についてでありますが、

「いわて子どもの森」による移動児童館による遊びの場の提供により、児童の健全育成の充実を図ることを内容としています。

目標値については、第3期アクションプランの計画期間である、27年度以降の4年間に、全ての市町村において、移動児童館による遊びの場を提供するよう目標を掲げています。

次に、14番の「発達障がい児等の支援者を養成する研修修了者数」についてであります。支援ニーズが増大している重症心身障がい及び発達障がいについて、医療、福祉の連携による支援を担う人材育成を目指す内容としています。

他の政策項目については、項目のみ申し上げますと、

- ・18番の食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの受講者数
- ・23番の男性のためのワーク・ライフ・バランスセミナー出席者数
- ・25番の防災教育（【そなえる】）の授業実践に取り組んだ学校の割合について、今回新たに指標設定したものです。

続きまして、資料4をご覧ください。

今申し上げました「プランの指標」や、プラン本文に記載しております取組内容に関連する、平成27年度の事業を一覧として掲載しています。

主な事業を紹介いたしますと、

1ページ目のナンバー1をご覧ください。

「いわての子どもスマイル推進事業費」であります。

この事業では、人口減少に対応するため設置した「いきいき岩手」結婚サポートセンタ

一」に係る県の事業費を、この事業で予算化しております。

続きまして、2ページのナンバー23、

「男性不妊治療費助成事業」であります、

本県独自の取組として、昨年10月から、医療費が高額な男性不妊に対する治療費の一部を助成しているものです。助成額の上限額は15万円となっています。

続きまして、ナンバー29から32番をご覧ください。

「施設型給付費等補助」から、「地域子ども・子育て支援事業交付金」までですが、

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、市町村が行う施設型給付費、地域子育て支援拠点事業、一時預かり等に要する経費について、補助や助成などを行っています。

続きまして、ナンバー37をご覧ください。

「子ども、妊産婦医療助成費」ですが、県では、乳幼児や妊産婦への医療費助成を行う市町村に補助しているところでありますが、平成27年度から、助成対象を「未就学児」から「小学校卒業」まで、小学生の場合は入院のみとなりますが、助成対象を拡充したところ
です。

以上が平成27年度の関連事業となります。

続きまして、資料5をご覧ください。

こちらの資料は、保健福祉部に係る事業のみとなりますが、平成28年度に実施する「いわて子どもプラン」の関連事業となります。

主なものを説明いたしますと、

通常分の「いわての子どもスマイル推進事業費」ですが、

今年度に引き続き、結婚を希望する方への支援として、「いきいき岩手”結婚サポートセンター”による、お見合いの支援、結婚情報の発信を支援していきます。

また、その下であります、「いわてで家族になろうよ未来応援事業費」では、国の交付金を活用して、結婚に向けた意識醸成を図るほか、

市町村が実施する「結婚に対する取組」を支援するものです。

次に、中ほどにあります、「保育対策総合支援事業費」ですが、保育士の確保を図るため、「保育士・保育所支援センター」の運営などのほか、潜在保育士への就職準備金の貸付に要する経費に対する助成を実施します。

次に、下から4つ目の「ひとり親家庭等セルフサポート事業費」ですが、ひとり親家庭の親の自立促進のため、「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」を設置するとともに、親への入学準備金、就職準備金の貸付に要する経費に対する助成を実施します。

次に、その下の「子ども、妊産婦医療助成費」ですが、医療費助成については、未就学児及び妊産婦を対象に、本年8月から現物給付の導入を予定しており、その関連経費を計上しております。

以上で次第の2の(1)イ「いわて子どもプラン」の指標設定についての説明を終わります。

2644

【遠山委員長】

子どもプランの進捗状況につきまして課題や今後の方向を含めてご報告頂きました。委員の皆様からご指導、ご意見は何かありますか。

【】 2722

3 ページの「3 今後の方向」の「今後」とは、いつからと考えておりますでしょうか。

【南総括課長】

ただいまご説明申し上げましたが、平成 26 年度、昨年度の「いわて子どもプラン」の進捗状況についてのご報告がありましたので、それらを踏まえて評価・検証した上で課題を明確にし、そして「今後の方向」ということでここに 3 項目示しました。これについては、27 年度以降の子どもプランにおいて取り組んでいく、そういう方向性、趣旨でございます。

いまの子どもプランが 27 年度を 1 年目と致しまして 5 年間の計画となっております。27 年度から 31 年度の 5 年間の計画として、今後の方向を示したものになりますが、これは今現在のご報告でありますので、毎年度●●をしながら方向性についてはまた編集、評価した上で方向性をまた打ち出していく、といった趣旨になります。

【鈴木委員】

経済同友会の鈴木といいます。このプランだけではなかなか見えにくいのですが、私共でもひとり親家庭の勉強会で、やはり現場感覚というか、本当に困っている人たちにきちんと対応できているのかどうか、そういった窓口が本当にあるのかどうか、実際に相談受けがあるかを聞いていますが、全く公務員と同じに 9 時から夕方 5 時まで、ひとり親で頑張っている 85%のお母様方が働いているということですが、そういった方々が合間をみてそういったところに相談できるような環境になっていない。そういう個々の一番困っている方々に相談できる場所を、といったことについて現場感覚で対応できるような形

のものが考えられているのかどうか、中身がわかっていなくて質問をして申し訳ないのですが、大事なことだと思います。

【南総括課長】

ただいまひとり親家庭に対する相談窓口の関係でのご指摘がございました。確かに委員の指摘の通り、現在行政機関が相談窓口として、例えば広域振興局におきましては、母子父子自立支援という形で相談窓口を振興局が持っているわけではありますが、それも今お話があった通り、勤務時間中の相談時間となりますので、夜間あるいは休日等の相談に対しては、対応いたしかねる、そういう状況になっております。そういった観点も踏まえまして、今後、子どもの貧困対策計画を今年度中に策定することになっておりますけれども、そういう行政機関による支援のみならず、やはりそういうひとり親家庭でありますとか貧困対策に合った地域における全体のサポートといいますか支援、これが必要だというふうに考えております。そういった意味では地域における様々な社会的資源、例えば民生委員の事務員であったりとか、様々な方々にも相談の窓口といいますか、そういう形でもってご協力頂くことが今後必要になってくるのではなかろうかと思っております。そういった意味からも地域におけるネットワークを形で、今後とも協力体制、そういったものを考えていきたいというふうに考えております。

【藤本委員】 3131

保育協議会の藤本です。2 ページの「②子育て家庭を支援する」の〇のところに妊産婦云々とありますけれども、この間関係者の方から話を聞かせてもらったときに、私は雫石ですけれども、雫石に産婦人科は無いんですよ。でも雫石って 20 分くらいで盛岡の産婦人科に通えるんですけど、結構市町村で産婦人科の先生がいらっしゃらないと。そのときにお話を聞いたのが産婦人科って医療事故がすごく多くて訴訟が沢山起こされるような科なんだそうです。ですからそこから手を退いたり辞めてしまったりする方たちが多いというんだけれども、せっかく妊娠したのに近くに産婦人科がないもんなあ、ということが無いように、各市町村に子どもを安全安心して妊婦さんが産めるようなところで岩手県内はいいよという、被災地もそうですけれども県の方に含めて欲しいなと思っております。

それからいつも言うことですがけれども、保育団体ではとても保育士不足で悩んでおります。国や県でハコモノを作ってくれる予算を立てて保育園を増設するお金をあげるよ、と言うけれども、さあ、その部屋を作ったけれどもその基準に合わせるために保育士を今度採用しようと思っても、お手伝いに来てくれるスタッフが全くいないよという状態がこれから続いていくような気がしますので、その辺のところ、保育士不足を何とか県のほうでもお願いして、一番はお金だと思っておりますけれども、給与を上げて欲しいんですけれども何とかそのことも考えてほしいということです。

それから 4 ページの「子どもの貧困」のところもあるんですけども、**指名された**パブ

リックコメントの意見があるだけでなく、岩手県独自の貧困に喘いでいる子どもがいると私は考えているのです。例えば被災地でもありますしね。岩手は 3.11 から 5 年経ったのですけれども、東北や国では福島原発のところにもものすごく力を入れていて今もずっと考えているけれども、津波でどかんとなくなってしまったところは 5 年経ったから、でも実際に行ってみると土を●●して時間がまだまだ経っていないような状態なんですけれども、そういうところなんかも考えて欲しいし、それを貧困貧困と言いますけれども、私たちのイメージだと母子家庭・父子家庭のようなところで貧困に喘いでいるような子どもがいる、ということはぱっと湧いてくるんだけど、お父さんお母さんも共稼ぎで収入はあるんだけど、子どもに全く関心を示さないとか自分たちはとても良い車に乗って立派な家を建てているんだけど、子どもに洋服も買ってあげなかったりしている。それから収入はあるんだけど貧困に喘いでいる子どもがいる、ということも頭にいれて是非貧困対策に取り組んで欲しいと思います。

【南総括課長】

ただいま貴重なご意見を沢山頂戴しました。ありがとうございます。県におきましても、一番上にあった産婦人科医の医師不足や地域偏在といった点につきましても、県の方でそれらの解消に向けた取り組みについては、今現在も取り組みを進めているところでございます。あと 2 点目の保育士不足の関係でありますけれども、これにつきましてはご指摘通りなかなか現場におきまして求人・求職が上手くいかないという実情も私共で把握しているところでございまして、平成 25 年 10 月に先ほどの「今後の方向」にもありました通り「保育士・保育所支援センター」というものを設置いたしまして、平成 25 年 12 月から各保育所の求人情報、そして潜在保育士からの求職情報といったものをマッチングさせる、そういった取り組みを進めて参りまして、平成 26 年度で 60 件のマッチングが成立したということです。今年度におきましてもすでに 12 月の時点ではありますが、9 ヶ月の実績としまして 64 件の実績を上げているところでありますが、こういったところの取り組みを今後とも強化して参りたいと考えております。あと 3 点目の貧困の関係で被災地の関係のお話がありました。これにつきましては先ほど申し上げましたように今年度の策定を進めております貧困計画の中におきましては 5 本の柱を立てております。そのうち 4 本の柱につきましては国の貧困対策大綱、これは閣議決定されたものですが、これに基づいて教育の支援、生活の支援、就労の支援、そして経済的支援、この 4 つが国が示した大綱の 4 本柱であります。それに含めて本県の計画におきましては独自の項目と致しまして、本県の特殊事情であります被災地への配慮という観点から東日本大震災による被災児童に対する支援、といった項目を貧困対策計画の中に 1 本柱立てをして進めております。そして最後にお話があったように貧困の問題で単なるひとり親問題だけではなくて、両親揃ってはいないけれども、収入もありながら子どもへの無関心といいますが関心を示さない、そういった観点からいわゆる貧困といいますが、そういったお話があったわけですが、やはりこれ

らについては、経済的な貧困という問題だけではなく心理面、心の面での貧困、という面に繋がっていくんだらうなと思います。こういったことにつきまして今現在県にもございますけれども各市町村ごとに「市町村要保護児童対策地域協議会」というものがございまして、福祉関係、教育関係、そして保健分野の方々、保護者、地域あるいは民生委員、児童委員さん、そういった多くの方たちの多職種から構成される、いわゆる要対協と呼ばれているんですが会議がございまして、その中でやはり経済的に貧困だけではなくて、心理面における貧困、そういった地域の実情をきちんと考えながら、そういうケースを取り上げながら要保護児童対策地域協議会の中で、今後その世帯に対してどのような介入、あるいはケースワークの指摘、そういったものを話し合う機会が各市町村ごとにございますので、今年度特に市町村要保護児童対策地域協議会の運営マニュアルというものを今年度新たに策定しておりますので、そういったものを活用しながら市町村の要対協の充実強化に努めて参りたいと考えております。

【】 3946

課題から今後の方向までわかりやすくまとめていただきましたけれども、県と市町村で違う役割があるでしょうから、具体的なところというのはまた市町村の方ということになるんでしょうけれども、今 1 人の人が複合的な課題を抱えてどうしようという人が多いと思うんですよ。貧困だけではなくて子育てのことだったり。そんなことが結構複合されている。そういった課題の場合にたらいまわしにならないように、どうしても仕組み的な縦割りというのはしようがないなと思うんですけども、この中に文言的に「横断的に取り組める仕組みを作る」というのがあるといいなと思うんですよ。要するに細かいカンファレンスは●●の市町村でやるでしょうけれども、総合的な方向性とかそういったものを各担当の人たちが、例えば職員の人たちだったり地域福祉の人だったり子育て関係のところだったりとか、今こんな問題があるんだよ、ということを集まってやって頂ける、そういった仕組みがあれば何となく生きてくるなと思ったので、どこかに一言「横断的な取り組み」とそういった仕組みを作って頂ければと思います。

【南総括課長】

ただいま横断的な相談・支援の体制という話がございました。なかなか子育て支援の全般についての横断的な、ということは守備範囲が広がってまいりますので、そういう観点から、例えば虐待なら、虐待分野では先ほど申し上げたような横断的な支援体制とすれば、要保護児童対策地域協議会でありますとか、その分野ごとに部局横断でありますとか連携を取りながらこれまでも進めてきたところでもありますので、なかなか子育て支援全般を横断的に、ということについてはなかなか今の現状ではちょっと、ないところではあるんですけども、いずれそういう横断的な対応というのは必ず求められてくることになってまいりますので、そういうことも念頭に置きながら今後、関係部局等々の連携を図りながら進

めていきたいと思えます。

【橋本委員】

学童委員の橋本と申します。資料の方の実績で A という評価になっていますが、26年度の目標と実績が 306 箇所と出ていますし、数字的にみると達成されているような感じに見えるのですが、中身的に、例えば人数が多いところは分割して 1 つ施設が増えて、そこで 1 箇所増えた、という部分であると、実際に必要どころが増えていなければ充実につながっていないのではないかなあ、と。まあ施設に入っている子たちは恵まれた環境になっているということですが、中には入るのをあきらめているような子、潜在的な待機児童がある地域もあると思えますし、市町村によって新制度が施行されたので、運営指針が示されて各学童でも指針に沿った保育ができるように現場では勉強会を開いたりしているのですが、市町村によってはなかなか新しく学童が欲しい、こういう風に作りたい、といったことに対応していけない。県内で格差というか、出てくるのかなと感じているので、県のほうで監督まではいろいろ指摘しながら、ここを指導していこう、こういう風にしなさいというまではいかないかもしれないですが、どこの市町村に行ってもある程度こう保障されるような感じ、保育所に関しても施設に関しても、そういう風に岩手県どこの学童でも生まれでた環境の中で過ごせるように見ていってほしいな、というのをすごく感じますので、よろしく願います。4446

【南総括課長】

放課後児童クラブについてのご意見ありがとうございます。私共も今回の計画の目標値につきましては市町村が次世代法に基づく市町村の行動計画で固められている積み上げ数値、それを 290 箇所でありまして、それに対して昨年度実績が 306 箇所になったということでこういう評価をさせて頂いたところでもあります。当然委員のご指摘の通り大規模クラブが分割して数が増えた分がございまして。特に 26 年度は 3 箇所の大規模クラブ、いわゆる 71 人以上の大規模クラブについては、分割の方を国からも推奨されているので、そういった形で 3 箇所を新たに分割をした、ということもあつたりして、この数になっているところでもあります。ただその一方ではやはり 71 人以上の大規模クラブにおける、いわゆる放課後児童クラブの子どもたちへの処遇といいますか環境面から考えても、やはり大規模クラブよりは適正な 40 人規模という形での処遇の方が当然健全育成のためにもよろしいわけでありまして、それは私共も決して否定するつもりはございませんので、そこはまた市町村の判断に伴ってやっていく、というように認識しております。そして後段お話がありましたように、やはり放課後児童クラブにつきましてもそうですし、子ども・子育て支援新制度につきましても基本的には事業主体は今現在法律の中で市町村が事業主体となっておりますので、当然県は広域的な調整でありますとか、調整的な支援、そういったものが役割として求められているところでもあります。市町村がやはり今後どのような形で地域の实情

に即した、例えば放課後児童クラブの運営をどういうふうにしていきたいのか、それはやはり市町村の判断、そしてまた市町村における子ども・子育て会議で様々な方のご意見を踏まえながら、市町村ごとにどのような放課後児童クラブの数、あるいは利用人員がどれだけの数があればいいのかといったところは、基本的に市町村の判断で考えるべきだ、と考えております。一方で私共のほうは、市町村が判断をする上で必要な、やはり適切な情報提供でありますとか、そういった広報支援、そういったものは私共の方としても、今ご指摘のあった通り今後ともそういう形の支援は努めてまいりたいと思います。

○いわてこどもプランの報告

【遠山委員長】 5806

27年度の指標決定につきまして説明を頂きました。委員の皆様から質問やご意見はございますか。

【藤本委員?】 5831

資料3-2を見て欲しいんですけども、一番上のところ、「保育を必要とする子どもに係る利用定員」となっていますけれども、どうやって算定したのかなど。例えば28年の30,379人とか、細かく利用定員の人数が出ていますけれども、それってどうやって算定したのかな、ということと、保育を必要とする子どもって今算定しているかもしれないけど、例えばうちなんかは保育所で待機児童にカウントされていない子がいるんです。それは年度途中で生まれた子ども、それから妊娠中のお母さんにいつも相談されるんです。「私は今8ヶ月なんだけれども、あと2ヶ月経つと子どもが生まれるんだけれども、産休が明ければ子どもを見てもらえるのか」と言われるけれども、「その子どもってうちでは無理だな」という子どもさんもありますので、この辺の指標の人数が多くなればなるほどいいなと願っております。それから11の「保育所における処遇改善実施率」とありますね。平成26年の現状値が78.0%となっております。27年度にぼん、と上がって92%、92%といったらほとんど目標値が達成したようなもんなのでまず7割、8割弱から9割くらいになって、30年度には98.0%となっておりますけれども、本当にこれで大丈夫なのかな、と。で27年度も92.0%に上がっているんだけれども、現場ではちょっとピンと来ない数字なんですけれども、処遇改善とはどういうことなのかと。もし職員の給与を上げているんだよ、ということではない感じがするんですね。例えば保育園では男性保育士さんに来て欲しいんです。今母子家庭が多くなってしまって、私のような園長として子どもに接するのです。おじいちゃん役はできるけれども、若いお父さん役ができないんです。若いお父さん役ができるような、ちゃんとした男の職員が欲しいんですけれども、この子たちは、3年、5年経つと辞めていきます。給料が安いから。自分たちも家庭を築いて子どもを作っているんですけども、幼児、幼稚園、小学生のあたりは結構教育費って手厚くしてもらっているけれども、

高校、大学に行ったりしたらば、自分の娘、息子が短大養成校、大学に行ったりするならば、今の保育士の男の給料では子どもを大学にやれません。ですから、そういうところで、なんとかそういう保育士たちが、いつもお金のことばかり、お金くれといっているのであれなんですけれども、男性でもずっと定年まで安心してできるくらいのお給料を考えて欲しいと思います。処遇改善ってそのことじゃない数字なのかも知れないですけども、以上です。

【南総括課長】

まず第1点目の指標1の利用定員の考え方でございます。これについては先ほどお話をしました「子ども・子育て支援新制度」昨年4月から本格実施をされたのですが、それに向けて昨年度平成26年度において、各市町村が「子ども子育て支援事業計画」を定めて、それを踏まえて県では「子ども子育て支援事業支援計画」を定めることとなっております。この市町村が定める支援計画におきましては、今後その市町村において向こう5年間における保育を必要とするニーズ把握を行っております。それが保護者、親御さんに対するアンケートであったりとか、過去の出生数の推移からどれだけ子どもさんが生まれるかとか、様々な市町村によってやり方はまちまちなんですが、向こう5年間においてどれだけ保育を必要とする子どもさんがいるかどうか、というニーズ把握をしたものがございます。それらを積み上げたのが県の支援事業支援計画という形になっておりまして、33市町村の積み上げ数値がここにあります。例えば28年度にある30,379名、これは33市町村の今後の人数を踏まえた形の積み上げ数値になっています。

あと指標11の「保育所における処遇改善実施率」の関係であります。これにつきましては平成26年度から国の制度として始まったものなのですが、平成25年度の給与水準と比較して、その給与水準を引き上げた形、つまり給与を上げた、あるいはボーナスを25年度よりも多く支給した、といった場合にはその引き上げた分について、国が補助制度を26年度から開設したものであります。しかしながら市町村の持ち出し等の関係があって全ての市町村において実施できた状況にはございませんでした。それが今回子ども・子育て支援新制度のなかで、公定価格の加算分として今回見られることになりましたので、そういう形で引き上げを図れば、その公定価格の中でいずれ見えるような形になっていきますので。あと、その保育所側の方において25年度の給与水準より高くさせるかどうか、という。そこだけが100%に持っていけるかどうかの境目になっていると思います。そういった観点からも、先程男性保育士の処遇改善云々のお話があったわけですが、なかなかそういったことを目指した形での処遇改善の施策ではないという感じなので、ちょっと答弁としては不十分なのかも知れませんが、そういった保育所における男性女性の保育士さんの区別なく給与水準を引き上げたところに対してはきちんと国、県がそういう意味で財政支援を行います。こういった人数を100%目指してやっていきたい、という趣旨でございます。

【】 10549

高橋と申します。最初藤本委員さんから「保育を必要とする子どもに係る利用定員」という質問があり、事務局の方から丁寧な回答を頂きまして私にとってもすごく勉強になりました。ありがとうございました。この数字を制定するにあたって市町村の方にニーズ把握をしているということですが、その際には是非カウントされない部分、アンケート等で取れる部分ですね、あとはそういった部分の集計について出来るだけ踏まえるようにというような指導とございますか、そういう方々を市町村で判断するものだと思いますけれども、数値として取りこぼしのないような努力を是非お願いします。といいますのは、確かに予定定員を満たしていれば待機は出ないのかも知れないですけれども、兄弟入所で別な入所になる場合、こういったものは非常に親御さんにとって負担になるかと思えます。また、今入所の選定に当たっては国の指標があつて、それでポイント化しているかとは思いますが、一言では難しいのかもしれないですけれども、一つ聞いた事例としては、パートで働いているお母さんが入所して、育休がない場合、この部分がゼロになるのかと思えますけれども、その際に常に入所している上の子をいったん退所させなければならぬという事例も出たと聞いておりますので、そういった場合には国の基準に基づいてやらなければならないものなのか、あくまで最初の基準が市町村で選定できるのか、というのは、私が勉強不足でわからないんですけれども、そういった本来であれば待機になる必要のないような、退所する必要のないような児童まで退所する状況がもし生まれているのであれば、そういったところは少し加味して頂きたいなと思えます。

次に 8 番ですけれども、不妊治療について「延べ」と書いておりますけれども、こちらについては年齢制限を導入するかというのは成功率とかいろいろあると思うんですけれども、是非こういった言い方をするのはあれなんですけれども成功率の高い若いうちに取り組むということも少し干渉して頂ければよいのかなと思えます。また前半の協議の方に話があったのかもしれないですけれども 12 番の「放課後児童クラブの設置数」ですね。確かに 0 のところを 1 にするというのも大事かと思えますが、事務局で申し上げていた通り、大規模の放課後児童クラブを分割して処遇を良くするということについては是非継続して取り組んで頂ければなと思えます。と申しますのは私の住んでいる町ではやはり放課後児童クラブの人数が多すぎて分割しなければどうしようもないこともありますので、**国の通知**なんかで特に顕著なんですけれども、そういったところはやはり余裕があるところと比べてお子さんの発達にも影響が出ることがあるかもしれないので、分割についても引き続き処理をして頂ければいいのかなと思えます。23 番の「男性のためワークライフバランスセミナー」ということでありますけれども、こちらは起業する方に対してのセミナーのかな、とちょっと感じていたのですが、雇用者側、特に雇われている方の我々世代の中間管理職の上司に言いにくいというような職場環境もあるかと思えますので、そういった層の意識醸成というのも経営者さんから意識として下ろしていくパターンもあるかと思うのですが、ぜひ直属の中間管理職の層に届くようなやり方というのを検討していただければ

ばと思います。多くなりましたが以上です。

【南総括課長】

順次ご答弁申し上げたいと思いますが、ちょっと一番最初の利用定員のところで利用条件、法令との関係については、後ほどうちの担当課長からご答弁を申し上げますが、利用定員の中で是非ともカウントする上で市町村の取りこぼしがないようにというお話がございました。それについては今年度新制度が本格実施される前の年、つまり昨年度 26 年度におきまして国の方から内閣府、厚労省、文科省の職員の方をお招きして、市町村の職員、あるいは保育所幼稚園の現場の方々にもお越し頂いて制度の説明会を何度か開催させて頂いたところであります。そういった説明の趣旨を踏まえながら市町村の方ではきちんとカウントなされているものと認識致しておりますが、さりながら当然予測しえなかったような状況の変化等も当然時代の変化と共に出て来ようかと思っております。そういった部分については、この 5 年間の市町村の計画というのは、固定化した計画ではございませんので、当然毎年度の状況に応じて見直していくということは可能でありますので、その都度市町村の「子ども・子育て会議」の意見を聞きながら、その計画^地等については見直しを図っていく、という形で対応させて頂きたいと思っております。2 点目の 8 番の不妊治療の関係であります。ぜひとも若いうちに不妊治療を進めていって欲しいということでありまして、医学的・統計的なものを見ていっても、40 代になりますと妊娠する率が 10%を切るという医学的・統計的なデータが出ておりますので、そういうこともありまして今般国の方では制度改正の中で可能な限り若いうちに不妊治療を受けていただくということで年齢制限は設けたのですが、若い方がそれを受けることによって年間の助成回数、何回受けてもいいですよという回数制限が撤廃されたりとかですね、若いうちに受けやすくするような制度改正ということで、若干年齢制限を設けたとって不利益になるんじゃないかという考え方もあるんですけども、そうじゃなくて今の考え方は可能な限り妊娠しやすい若いうちに受けて頂けるように、政策誘導するような制度改正であるということを一度説明申し上げたいと思っております。あとは放課後児童クラブの関係であります。大規模な児童クラブについての解消というのはやはり申し上げたように、どうしても市町村の状況によっては大規模な放課後児童クラブというのは出てしまう可能性というのもあって、やはり分割する上では当然財政的な裏打ちがないとなかなか大規模クラブの解消といったものには結びつかないといった、市町村それぞれの事情等もあろうかと思っております。私共も大規模クラブを分割するに当たっては、国や県の施設整備等に当たっても、財政支援等を用意しておきますので、そういう形を持って子どもたちの健全育成を進めていく上での環境整備については今後とも十分意識をしながらやりたいというふうに考えております。

【高橋主幹】

先ほど話しがありました保育所のケースで、上の子が退所しなくてはならないケースは、

先般裁判になったような事例もございましてそういうことで出ておりますけれども、例えば上の子が例えば小学校にもうすぐ上がるのにその子を退園させるといったようなことはやめてほしい、という厚労省さんの指導になっております。ですから退園させること自体が厚労省の指導と違うかという、そういうことではない、ということになっているようです。ただ市町村の中ではおっしゃる通り受け入れる余裕がある、あるいはそのお子さんにすぐにうちに返すような状況じゃなくても、少し指導してあげたいという保育所の中での方針があるとか、様々なケースを想定して上の子を退園させないという市町村も多かったというように聞いているところです。そのところはいろいろな地域の状況によるということになってございます。一方でひとり親の方ですとか、低所得の方ですとか、どうしても家でできないという方が待機で待っているケースもございまして、実は家に戻っても家族がいるとか、そういった保育の環境が整っている方が優先順位で下になることがある。そういったときに退園させないとい一律に決めてしまいますのも、様々運営上の問題があるということで、そういったケースに当たる方もあるということをご理解頂くように、丁寧に説明するというのを市町村の方には裁判の後のいろいろな会議のところではご説明していくところでございます。

【】

兄弟入所のことだったんです。うちの保育園にお兄ちゃんが入って、お隣の保育園に弟が入ったりすることがあるんです。これは待機児童のカウントにはならないんですけども、そうするといつも言うけれども、運動会のときに 2 回、うちの保育園のときと弟の保育園のときに 2 回お休みを取ったり、何か集まりがあったりというようなときに、そういうのって、とっても保護者の方には負担になるんです。1 箇所に来てもらえばいいと思うんですけども、どうしても定員がびっしりになって下の子が他のところに、となっているんだけれども、これは保育所の場合大体車とかで送迎するんですけども 2 箇所も 3 箇所もお母さんは寄っていかなければならない。これは是非、兄弟を違う保育所に入れるということがあるのであれば、ちょっとポイントを高くして同じ保育所によこして欲しいなと思うな、という部分が沢山あります。

【高橋主幹】

ありがとうございます。多分先ほどの支援計画でも申し上げた通り 4 月の時点でもういっぱいといったところがございまして、ご兄弟を優先させると出なければいけない、というか出たところに先ほど申し上げたようなもっと優先順位の高い方が別の地域に行かなければならない、ということになってくるかと。どちらを優先するかということケースバイケースで考えて頂いているということで、何も考えなしに 2 つに分けて頂くのはやめて頂きたいというように考えておりますし、あとは育休退園が終わったときに戻れないのではないか、という不安があるということも一方では伺ってまして、その際には育休で退園さ

れたケースについては最大限優先して戻すということを考えて良い、ということになって
いますので、この辺りについても市町村の方にはご説明をしながら進めていくところで
ございます。

【若者女性協働推進室 和田主任主査】

私若者女性協働推進室の和田と申します。ワークライフバランスセミナーの関係でご
意見がございました件についてご説明をさせて頂きたいと思っております。先ほど資料 1 の 3 ペ
ージ、「今後の方向」ということで①の最後「固定的役割分担意識の解消を図るため」とい
う部分がございます。私たちのところでは「いわて女性の活躍促進連携会議」を立ち上げて、
様々な事業を実施しております。促進連携会議が平成 26 年 5 月に設立されたところで産業
団体・経済団体の方々が構成団体になって、企業に対して様々な働きかけをして連携して、
社会全体で意識の啓発を図っていきましようというような、そういった会議になっており
ます。平成 26 年度に立ち上げた当初、女性の活躍という視点で様々なアンケートを実施し
た結果、女性自身のキャリアアップが必要だとか、あるいは男性の意識啓発が必要だとか、
経営者の意識啓発が必要だとか、この 3 つを対象とした様々な働きかけが必要だろうとい
うアンケート結果が出ております。女性の活躍という視点ではありますけれども、結果と
して子育ての支援というふうにございますので、男性に対するワークライフバランスセ
ミナーであるとか、経営者に対するセミナーということを、今年度から 3 つの柱で様々なセ
ミナーを開催しております。これは意識啓発ということでもありますので、来年度以降も
継続して地道に普及啓発を図っていこうという形で取り組みを進めることとしております。

【】

23 番のところですけども、今のお話はセミナー出席者数の目標というのが、雇用者側、
経営者側のものを目指したものの、ということでしょうか。

【若者女性協働推進室 和田主任主査】

これはあくまでもお父さん方が出席したものでありまして、その他にも経営者セミナー
は開催することにしております。

【中村説子委員】

岩手県小学校長会の中村ですが 14 番についてです。学校では発達障害あるいは発達障害
の疑いをもつ子どもがとて増えてきております。おかげ様でこのような計画を立てて頂
いて、支援者を養成する研修というようなものを進めて頂くということで、大変ありがた
いなと思っております。今日は別な面からで、山口小児科のお医者様がおいでにな
ればそちらが専門かと思うんですが、発達障害の疑いでまだ診断をもらうことが出来な
い子どもが沢山ございます。子どもたちの中には自分に合ったお薬を処方して頂くことによ

って学校生活がちゃんと出来ている子どもも沢山いるんですが、診断をなかなか受けられない、小児科の先生の中で発達障害についての診断がなかなか難しいと言う先生が多くて、今うちの学校の子どもですと3ヶ月待ちの状況になっています。先日小児科の先生方の発達障害の子どもについての研修を深めるというニュースが確か出ていたのですが、それについても合わせて県の方でも、先ほど産婦人科の先生の不足の話がありましたが、是非小児科の先生の発達障害についての専門的知識の研修、あるいはもう少し広げて、例えば中学生・高校生ですと内科の先生ということになるかと思しますので、その内科の先生等のことについても県の方でも頭のどこかで考えていただければな、と思います。以上です。

【障がい保健福祉課 中野担当課長】

障がい保健福祉課の中野と申します。確かにいわゆる発達障害のドクターの先生方の研修、来年度に国の方で**予算●●**する、という話を聞いております。内容につきましては私の方でこれから課題を確認しまして検討して参りたいと思います。12340

●警察本部の説明 14739

【】

具体的な現状は存じ上げておりませんが、よく都会などではそうした娯楽施設で働いているお母さんの子どもを預かるという施設が繁華街にあると聞いております。これについてはどのような対応が取られるのでしょうか。内容自体は賛成なんですけれども、そういった現状があるということです。

【警察本部】

当県におきましては、認可外保育施設ということでそのような施設があることは承知しております。改正によって保全対象施設に含めようとする保育所につきましては、児童福祉施設でございまして、認可外保育施設は含まれないもの、というように整理しております。

【】

資料8の6に「児童厚生施設(児童館)(児童遊園)とあるのですが、社会福祉法人で行っている放課後児童健全育成事業も入る、という認識でいいでしょうか。

【高橋主管】

児童福祉施設につきましては、児童クラブはあくまでも事業なので、やっている場所ということになりますので、児童福祉施設には含まれないと考えております。

【】

多分わからない方には理解できないと思うのですが、児童館というのと、放課後健全育成事業として例えば学校とか私のところでもやっている放課後健全育成事業の、学校から大好きなお母さんが迎えに来るまでの児童館は、児童館に入らないということでしょうか。

【高橋主幹】

放課後児童クラブの事業を実施する場所として児童館を活用する例が多いというふうを考えておまして、児童館の建物を目的外ではないですけども複合的に使って放課後児童クラブの事業をする。この児童クラブ小学1年生から6年生を対象としておまして、児童館につきましては入学前の子どもさんたちも含めて広く行っている事業ですので、活用しているという考え方になります。

【】

入らないということでもいいんですね。

【高橋主幹】

入りません。

【】

入った方がいいかな、と思ったんですが。

【高橋主幹】

児童館を利用している放課後児童クラブの場合は対象となるということで、念のためですけども。児童館は対象になります。

【】

ほとんどの場合は児童館を利用していない、八幡平市の場合は児童館がないので、放課後健全育成事業による、児童館は好きなときに来て好きなときに帰れるんだけど、放課後健全育成事業では、出欠を取ってちゃんと親御さんに返すという事業になります。

【藤本委員?】

学校、病院と児童福祉施設に大きく視野を広げてくださってその中に保育所、幼保連携型認定こども園なんかこっちをいれなきゃいけないじゃん、ということはいっぱいこのところに入って、ものすごく賛成です。何も文句はありません。

【】

プラス放課後健全育成事業も入れてくれればなお嬉しい。

【警察本部】

ご意見としては承知いたしました。一応学校と放課後児童クラブは随分連携なさっていて、位置的にも近くなっているというふうに伺っておりますが、すでに小学校については保全対象施設としておりますので、多くの部分が保護されるかなというように承知しております。

【藤本委員?】

ついでですからあれですけども、少人数保育をやっている無認可の保育所が盛岡にもあるかもしれないんですけども、仙台とか東京とか都会のほうでは1階、2階のキャバレーとかでファッションヘルスをやって、3階に子どもを預かっているようなところがあるんです。そこで実際に働いている若い人たちの子どもを預かっているようなんですけども、もしそこが火事になって何十人もの人が死ぬようなことがあったときに、子どもが巻き込まれないような形というのは、警察さんの方ですごく目を光らせて頂いて、そこを利用するな、ということじゃないですけども、そういうふうなことを把握して頂いて何かあったときは子どもを優先的に助かるように、というような指導は是非して欲しいと思います。

【】

私は児童クラブの支援員をしておりますけれども、学校は学童から何百メートル離れておりまして、学校の近くに把握していると聞いたんですが、是非入れていただくように思います。やはり近くにはないのもあるのではないかと思いますので、実態とちょっと違うかなと。

【】

実際つどいの広場とか地域子育て支援施設を運営しているんですけども、実際に街中にも作ろうということで作っています。知らなかったんですけども隣のビルがいわゆるそういう商売をなさっているところだと近所の人に教わったんですけども、全部が全部そこに入れられちゃうと、健全育成はしてますけれども、私の個人的な考え方は街中にあることによってむしろ子どもの世界と大人の世界を教えられる場所だったり、街っていかかわしいものを含めてのものが街だと思っているので、わざわざそんな所を選んで子どもたちをそこで育てるといのはいかがなものかと思うんですけども、必要性があつて夜も働いているお母さんたちを近くで預かる、という人もいると思うんですよ。それを全部だめだということになっちゃうと、それはそれで子どもの不平等になったりするのかなと。健全育成の面で見ればもちろんそこは考慮しながら子どもを預かる必要ですけれども、大きな学校とか幼稚園とか大きいところはやはり規制があつても、小さい場合で柔軟性があつ

た方がいいところもあるかな、とちょっと感想を感じました。

【】

現時点では、そういう環境にあるんですけども、ただ私は把握しているわけではないんですけども、ただ全部規制して頂いている場合とか、、、15639

次に次第4のその他ですが、委員の皆様から何かございますか。

(発言があった場合、適宜対応)

事務局からは何かございますか。

委員の御紹介のところでも申し上げましたが、3月25日に幼保連携型認定こども園部会を開催いたしますので、よろしくお願ひします。

それでは、終了時刻も迫ってまいりましたので、最後に、佐々木部長から今日の協議について、一言、コメントをお願いしたいと思います。

(コメント)

それでは、この辺で議事を閉じさせていただきます。各委員の皆さまには、進行にご協力をいただきありがとうございました。

本日は、長時間にわたり、ご議論いただきありがとうございました。

以上で、平成27年度第2回岩手県子ども・子育て会議を終了いたします。